

平成29年度

事業計画書

自 平成29年 7月 1日
至 平成30年 6月30日

一般財団法人 自然環境研究センター

実績に基づく確かな基礎を築き、様々な課題に柔軟に対応できる組織をめざす。

事業の柱として「受託事業を中心とした調査・研究」「自主事業を中心とした事業活動」「公益事業」の3つを掲げ、これに沿った事業を推進し、我が国の自然環境保全に資するための活動を行う。

1. 受託事業を中心とした調査・研究活動

自然環境上の問題をいち早くとらえ、調査研究を通して対策、政策の立案、普及啓発を計るための活動をより活発に行う。また、研究員の質を高めるための各種方策を実施する。

(1) 調査研究活動の推進

以下の分野を中心に積極的に業務を受託し、調査研究活動を推進する。

- ・多様な自然環境保全方策に取り組む戦略的自然環境調査研究分野
- ・外来生物の影響を調査し対策の検討・実施など外来生物影響調査研究分野
- ・野生鳥獣の生息状況調査、保全方策、被害防止策の検討など鳥獣保護管理分野
- ・自然環境情報のデータベース作成、その公開普及など情報処理分野
- ・新興感染症・災害等による環境への影響把握、対策検討など危機対応調査研究分野

(2) 調査研究体制の充実

① 地域事務所の維持と状況に合わせた拡張

今年度は昨年同様3つの地域事務所を維持するとともに、特定外来生物ツマアカスズメバチへの対応のため開設した対馬事務所を時限維持し、各分野の調査研究活動を積極的に展開する。

・奄美大島事務所（鹿児島県奄美大島、平成18年10月開設）

マングース駆除のため44名を配置。混獲防止わな、マングース探索犬などの導入にも取り組む。

・小笠原事務所（東京都父島、平成18年11月開設）

世界自然遺産登録に関連し、外来種対策、希少種保護、保全計画策定などのため7名を配置。父島のヤギ、外来プラナリア、兄島のアノールトカゲ、クマネズミの対策、オガサワラシジミ・オガサワラハンミョウの保全など問題は多岐にわたる。

・佐渡事務所（新潟県佐渡島、平成20年9月開設）

トキ野生復帰のため2名を配置。2020年に220羽の定着を目標とし、モニタリングを実施。

・対馬事務所（長崎県対馬、時限開設）

特定外来生物ツマアカスズメバチ防除計画策定のための調査、防除対策実施のため、1名を配置。

② 生物多様性分析室の維持

山梨県富士川町（旧増穂町）の生物多様性分析室において、主に大型獣の個体分析を実施する。

③ 職員の研修・教育

職員の資質向上を図るため、各種の研修、学術集会、ワークショップ等への参加を奨励するとともに必要に応じて職員研修を実施する。

④ 海外関係プロジェクトに対するコミット

海外関係プロジェクトにコミットしていくとともに、海外でも通用する人材育成の方策を講じる。

2. 自主事業を中心とした事業活動

調査研究活動から得られた知見や成果を広く社会に還元し、設立以来培ってきたノウハウとネットワークを活用して、社会のニーズに応える以下の事業を実施していく。

(1) 人材派遣サービス

平成15年4月1日に一般労働者派遣事業の許可を受け開始した人材派遣事業は、本年度で15年目を迎える。一昨年9月に人材派遣法が改正され、いわゆる「専門26業務」という区分が撤廃されたため、専門性の高い業務への派遣を行っている当センターの派遣事業の環境が大きく変わったが、改正法に対応しつつ、自然環境保全の現場で即戦力として活躍できる人材を派遣していきたい。

(2) 東京環境工科専門学校との連携

同校が行っている教育活動と当センターの研究活動を連携させて、自然環境保全を担う人材の育成に貢献していく。鳥獣管理に認定事業者制度が導入されたことにともない、専門学校で養成された狩猟従事者との連携を検討する。

(3) その他

自然環境保全に関する経験と実績を活用し、公益信託（①富士フィルムグリーンファンド、②ミキモト海洋生態研究助成基金、③四方記念地球環境保全研究助成基金、④増進会自然環境保全研究活動助成基金、⑤乾太助記念動物科学研究助成基金）の事務局を運営する。

3. 公益事業

公益財団法人として培ってきた事業を継承し、自然環境分野における社会貢献を継続して実施する。

(1) 研究開発の推進

生物多様性保全の推進・普及、野生生物のセンサス手法、保護管理手法、外来生物の対策手法等の研究開発、さらに各種システム開発等を推進する。

特に以下の事業について重点的に進める。

① 鳥獣被害防止対策と捕獲マニュアル作成事業

野生鳥獣保護管理分野の多様化する業務に対応するために、鳥獣被害防止部を中心に、有害鳥獣捕獲及び個体数調整捕獲、生息環境管理及び被害対策、生体捕獲、普及・指導、人材育成などの事業を展開している。

効率良く鳥獣を捕獲するために、わな等の捕獲用具の開発、改良を行い、被害軽減に貢献していく。また、こうした活動から得られた技術の提供を行い、地方自治体や狩猟者に対して技術指導を行う。

また、ニホンジカやイノシシなど甚大な被害を出している野生鳥獣を効率的・効果的に捕獲するための「捕獲マニュアル」を作成し、地方自治体、JA、農業従事者、狩猟者等へ提供することにより、人と野生鳥獣の調和の取れた関係の構築に貢献していく。

② 情報の収集整理、公開

資料の収集活動を積極的に行い、実施したプロジェクトの成果を基に情報のデータベース化を進め、活用システムの充実を図る。寄贈図書や購入図書等を継続して整理・登録し、蔵書の一般公開に向けて準備を進める。

③ 生物多様性保全の推進・普及

これまでに培ってきた経験を生かし、生物多様性の基本である生物種の情報整備（リスト化）と、種の実体を表徴する標本と写真の整備を行う。

また、普及活動とし、日本郵船飛鳥Ⅱツアーで小笠原の自然環境について講義を実施する。

(2) 生物分類技能検定

平成11年8月より開始した生物分類技能検定事業は、本年度で19年目を迎える。本年度も前年度に引き続き、より多くの関係諸団体に本検定制度の浸透を図る。

本年度は1級から4級までを札幌・東京・大阪・福岡の4会場で実施するとともに3級・4級については学校検定も実施し、高校・専門学校・大学等への普及に努める。
また、3級・4級の受験者向けに発行した『生物分類技能検定 3級・4級解説集』の販売を進め、本検定試験のさらなる普及に努める。

(3) 法律に基づく登録機関等としての業務

① 種の保存法に基づく登録機関・認定機関業務

a 国際希少野生動植物種（個体関係）登録業務

前年度に引き続き、環境省から機関登録された登録機関として、登録関係事務を行う。詳細は別紙1のとおり

b 国際希少野生動植物種（器官及び加工品）登録業務

前年度に引き続き、環境省から機関登録された登録機関として、登録関係事務を行う。詳細は別紙2のとおり

c 国際希少野生動植物種認定関係業務

前年度に引き続き、環境省及び経済産業省から機関登録された認定機関として、認定関係事務を行う。詳細は別紙3のとおり

② 外来生物法に基づく外来生物法証明書発行機関業務

前年度に引き続き、「外来生物法」に基づき、農林水産省及び環境省から機関登録された種類名証明書発行機関として、外来生物法証明書発行関係事務を行う。

平成 2 9 年度
国際希少野生動植物種（個体関係）登録関係事務事業計画

1. 登録見込件数

平成 2 5 年度から平成 2 7 年度までの 3 年間における登録実績の平均より、年間 8, 0 5 5 件（1 日平均約 3 3 件）を見込んだ。

2. 登録手数料

登録手数料は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第 2 9 条第 1 項、及び同法施行令第 5 条第 1 号の規定に基づき、1 個体当たり 3, 2 0 0 円とする。

3. 登録票の再交付

登録票の再交付は、申請があった都度審査し、再交付を行うものとする。

平成29年度
国際希少野生動植物種（器官・加工品）登録関係事務事業計画

平成25年度から平成27年度までの3年間における登録実績の平均より、年間の登録見込件数は、以下のとおり。

○象牙 1,890件

○その他（毛皮など） 590件

これに基づく登録関係事業計画は、以下のとおり。

○象牙

（1）登録見込件数 1日 約 7.75件 × 244日

（2）登録手数料 3,200円

○その他

（1）登録見込件数 1日 約 2.42件 × 244日

（2）登録手数料 3,200円

平成29年度
国際希少野生動植物種認定関係事務事業計画

平成25年度から平成27年度までの3年間における認定実績の平均に基づく年間の認定見込件数は、以下のとおり。

○印鑑 61,120件

○その他 6,650件

これに基づく認定関係事業計画は、以下のとおり。

認定見込件数 1日 約 277.75件 × 244日

認定手数料 60円